

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 15 号）

- 件 名 県教育委員会の観察記録（申言書）及び当該文書の受付等処理経過が判る書類等についての保有個人情報開示請求に係る部分開示決定及び非開示決定に対する異議申立てについて

○開示請求等の状況

開示請求年月日	平成 26 年 8 月 26 日	
開示請求の内容	観察記録（申言書）の開示	申言書の受付等処理経過が判る書類等の開示
実施機関	富山県教育委員会（教職員課）	
決定年月日	平成 26 年 9 月 9 日	平成 26 年 9 月 9 日
決定内容	部分開示決定 （本件処分－Ⅰ）	不存在を理由に非開示決定 （本件処分－Ⅱ）
異議申立て年月日	平成 26 年 10 月 9 日	平成 26 年 9 月 30 日
異議申立ての内容	本件処分－Ⅰを取り消し、保有個人情報の全部開示を求める。	開示を求めている公文書は存在するはずだから、本件処分－Ⅱを取り消し、開示を求める。
諮問年月日	平成 27 年 1 月 7 日	
答申年月日	平成 28 年 2 月 23 日	

○答申の概要

<審議会の結論>

- 富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の部分開示決定（平成 26 年 9 月 9 日付け教第 80195 号 以下「本件処分－Ⅰ」という。）において非開示とされた別記 1 の「非開示箇所及び審議会が開示すべきとした部分一覧」の表の左欄に記載のものうち、同表の右欄に掲げる「左のうち審議会が開示すべきとした部分」について、開示すべきである。
- 実施機関が保有個人情報の不存在を理由に行った保有個人情報非開示決定（平成 26 年 9 月 9 日付け教第 80196 号 以下「本件処分－Ⅱ」という。）は、妥当である。

<本件処分－Ⅰに対する審議会の判断>

1 本件保有個人情報の内容

今回の異議申立ての対象となった保有個人情報は、「申言書」といわれる文書である。

異議申立人の行った開示請求により実施機関から部分開示された公文書の表題は、「●●●●●●●●の勤務状況」、「●●●●●●●●の勤務状況（2 学期）」、「●●●●●●●●の勤務状

況（3学期）」とされているものであり、異議申立人についての●●高校での勤務状況や異議申立人の行動内容について記載されている。

実施機関が本件処分Ⅰの理由とするのは、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第3号の「開示請求者以外の個人情報」又は条例第15条第7号の「行政運営情報」に該当するというものであり、それぞれの理由による非開示箇所については、別記1に記載のとおりである。

2 本件処分Ⅰにおける保有個人情報の非開示情報該当性

（1）開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述（条例第15条第3号）

本件処分Ⅰで、実施機関が条例第15条第3号を理由に非開示とした箇所については別記1に記載のとおりである。これらについて、本審議会が見聞したところ、その一部については、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと解することが妥当とは認められないものも含まれており、これらについては、条例で規定するその他の非開示要件に当たるものを除き開示するのが妥当である。

（2）異議申立人に係る評価に関する記述（条例第15条第7号）

通常、人事に関する文書には、評価の対象となる教員本人に対して開示することを予定していない情報が記載されており、申言書にも当該教員に関する評価に関する記述がある。

県教育委員会が作成又は取得する個々の教員の評価に関する情報が被評価者に対して開示されることになれば、評価者が、評価内容がそのまま被評価者に伝わることに対する配慮や、被評価者との関係悪化を嫌うあまり、当該文書に否定的な評価の記載を差し控える事態が生ずることは予想されるところであり、結果的に、勤務評定事務の形骸化につながりかねない。こうしたことから、申言書における評価の開示についても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするおそれがあるものと認められる。

本審議会が見聞したところ、本件処分Ⅰにより非開示とされた部分には、異議申立人の教員としての資質や能力に関する全体的な評価や人物評価が記述されているが、その一部には、異議申立人に係る評価に関する記述と解することが妥当とは認められない部分も含まれており、これらについては、条例で規定するその他の非開示要件に当たるものを除き開示するのが妥当である。

<本件処分Ⅱに対する審議会の判断>

1 本件保有個人情報の内容

本件処分Ⅱに係る「申言書が、県教委においてどのように受け付けされ、処理されたか、その経緯がわかる（一連の）文書。」については、本件処分Ⅰに関する文書が●●高校から実施機関に提出され、收受された際の鑑文であり、提出日、提出者及び提出先が記載されたもの、あるいは、実施機関において收受印が押印され、その後、担当者から所属での決裁又は回覧等に付されたことが確認できるものと解されるが、実施機関は、これに相当するものは無く、

不存在と説明する。このため、本審議会は、実施機関が当該保有個人情報不存在としていることの妥当性について調査及び審議を行った。

2 本件処分Ⅱの妥当性

実施機関は、「開示請求に係る保有個人情報を保有していない」ことを理由として、本件処分Ⅱを行ったと説明する。審議会の意見聴取においても、実施機関から次のとおり説明があった。

ア 所属職員の勤務状況に関する報告文書については、あくまでも校長の責任により作成されるというのが通常であり、「申言書」についても、異議申立人が所属していた高校の校長によって作成されたものと理解している。この申言書は教職員課に提出されているが、その際に受け取ったことを示す文書、授受した文書は作成していない。

イ ●●高校と実施機関との間でやりとりした文書の收受を明らかにする文書はない。教育委員会の文書管理規程においては、出先機関の長から到達した文書のうち許可、認可等の処分に係る文書その他の重要な文書を除く文書については、收受印の押印を省略できるとなっている。「申言書」の場合は、許可、認可等の処分に係る文書その他重要な文書に当たらないので、手続きを省略している。その他の重要な文書というのは、文書管理規程において、許可、認可等の処分が例示されていることに鑑みれば、当然その後、何らかの行政処分につながっていく文書と考えられる。これに対して「申言書」は、あくまで任意に作成、提出された文書であり、この文書自体は、当該教員の実態把握、あるいは当該高校の校長が当該教員の改善指導を行うための資料として取り扱っており、直ちに何らかの処分につながるという文書ではない。

ウ 問題があると思われる所属教員の勤務状況についての各校から県教育委員会への報告であるが、文書の呼称は異なるけれども、同様の取り扱いがなされている。

エ 「申言書」が県教育委員会へ提出された際にどのような説明がなされたかについては、記録したものがない。

オ 「申言書」の作成者については、当該文書が校長の責任において作成され提出されていることから、特段作成者の氏名の記載がなくとも、その作成者は限定される。

カ 「申言書」が何時作成されたかについては、提出の日付は入っていないが、当該文書に教諭の行動の日付があることから、ある程度推測できるものとする。

キ 「申言書」のような文書は、人事担当の主幹が受け取るのが通例であり、そうした職員のもとに受け取り、保管され、必要であれば他の係員に情報提供するという手段がとられるところである。

ク 「申言書」のような文書の提出があった場合、課内で回覧する場合もある。しかし、この「申言書」については、そういう経過が判るものがない。一義的には、当時の人事担当の主幹が見て、異議申立人の実態把握や校長が異議申立人を指導する際の資料として使われていたものと推測できる。

実施機関においては、その事務処理に係る県民への説明責任の観点からも、各学校から実施機関に提出される各種の文書の処理について、文書管理規程に定める手続きにより適正、的確に行われるよう努められたい。

別記1 非開示箇所及び審議会が開示すべきとした部分一覧

No.	実施機関が条例第15条第3号に該当するとして非開示とした部分		左のうち審議会が開示すべきとした部分	
	文書の表題	該当頁、行等		
1	●●●●● ●●の勤務 状況	1頁	20行目の最初から6文字目まで	-
2			21行目の13文字目及び14文字目	すべて
3			21行目の27文字目から22行目の2文字目まで	すべて
4			24行目の最初から12文字目まで	-
5			31行目の最初から36行目の最後まで	31行目の最初から34行目の9文字目まで、34行目の15文字目から36行目の最後まで
6		2頁	22行目の6文字目から12文字目まで	すべて
7			22行目の36文字目から23行目の最後まで	すべて
8	●●●●● ●●の勤務 状況(2学 期)	2頁	7行目の9文字目、16文字目、17文字目	すべて
9		3頁	8行目の15文字目から9行目の19文字目まで	すべて
10			9行目の27文字目から10行目の13文字目まで	すべて
11		5頁	24行目の2文字目から26行目の最後まで	-
12			27行目の8文字目から10文字目まで	すべて
13	●●●●● ●●の勤務 状況(3学 期)	6頁	17行目の23文字目から23行目の最後まで	すべて
14			25行目の11文字目から31行目の3文字目まで	-
15		7頁	23行目の最初から最後まで	23行目の最初から3文字目まで、9文字目から最後まで

No.	実施機関が条例第15号第7号に該当するとして非開示とした部分		左のうち審議会が開示すべきとした部分	
	文書の表題	該当頁、行等		
16	●●●●● ●●の勤務 状況	1頁	14行目の22文字目から15行目の最後まで	すべて
17		2頁	1行目の7文字目から最後まで	すべて
18			13行目の5文字目から12文字目まで	-
19			19行目の21文字目から27文字目まで	-
20			22行目の31文字目から23行目の最後まで	すべて
21			24行目の17文字目から最後まで	すべて

22			28 行目の 2 文字目から 7 文字目まで	すべて
23			29 行目の 32 文字目から 34 文字目まで	すべて
24		3 頁	11 行目の 2 文字目から最後まで	-
25			16 行目の 25 文字目から 30 文字目まで	-
26			17 行目の 2 文字目から最後まで	-
27			21 行目の最初から 22 行目の最後まで	21 行目の最初から 17 文字目まで、21 行目の 34 文字目から 22 行目の最後まで
28			28 行目の最初から 35 行目の最後まで	28 行目の最初から 33 行目の最後まで
29	●●●●●	4 頁	9 行目の 19 文字目から 23 文字目まで	すべて
30	●●の勤務		14 行目の 4 文字目から最後まで	-
31	状況 (3 学		19 行目の 25 文字目から 20 行目の 16 文字目まで	すべて
32	期)		23 行目の最初から 24 行目の最後まで	すべて
33		6 頁	2 行目の 16 文字目から 3 行目の最後まで	-
34		7 頁	9 行目の 10 文字目から 18 文字目まで	-
35			11 行目の 17 文字目から 26 文字目まで	-
36			12 行目の 22 文字目から 29 文字目まで	-
37			15 行目の 2 文字目から 25 文字目まで	-
38			17 行目の 9 文字目から 16 文字目まで	-
39			19 行目の 30 文字目から 20 行目の 8 文字目まで	-
40			21 行目の 9 文字目から 12 文字目まで	-
41			21 行目の 26 文字目から 22 行目の 11 文字目まで	-

※ 行数は、1 頁に記録された行を上詰めにして数える。

文書の表題部は、行数に数える。

白抜き部分は、行数に数えない。

文字数は、1 行に記録された文字を左詰めにして数える。

句読点は、1 文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数える。

白抜き部分は、文字数に数えない。

別記 2 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 27 年 1 月 7 日	実施機関から諮問書を受理
平成 27 年 1 月 21 日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成 27 年 2 月 5 日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 27 年 2 月 13 日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成 27 年 6 月 1 日 (第 46 回審議会)	諮問事案の概要説明
平成 27 年 7 月 6 日 (第 47 回審議会)	審議

平成27年 7月29日 (第48回審議会)	実施機関から非開示理由等を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成27年 9月16日 (第49回審議会)	審議
平成27年11月 6日 (第50回審議会)	審議
平成28年 1月12日 (第51回審議会)	審議
平成28年 2月23日 (第52回審議会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
荒 木 むつみ	元高岡市会計管理者	第46～48回
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	第49～52回
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	元富山県婦人会理事	第46～48回
飛 田 久 子	富山県婦人会理事	第49～52回
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長

(注) 備考欄の回数は、交替委員に係る審議会の担当回数を示す。

《参考》

●富山県個人情報保護条例（平成15年3月19日富山県条例第1号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 （略）

3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)、(2) （略）

(3) 開示請求者（略）以外の個人に関する情報（略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者（略）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ （略）

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(6) （略）

(7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～ウ （略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ （略）

(8) （略）

（開示請求に対する措置）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。（略）

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。